

様式第1号

統計法に基づく
基礎統計調査



厚生労働省

賃金構造基本統計調査

事業所調査票

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に供したり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所番号	連番	産業分類番号	小
			大	中

事業所の名称 (1) 及び所在地	連絡先電話番号 ()-() 番 (内線 番)
主要な生産品の名称 (2) 又は事業の内容	記入担当者氏名

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区 分	正社員・正職員		常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
	正社員・正職員 （事業所において、 正社員・正職員と する者）	正社員・正職員 以外			
常用労働者	男	女	人		人
常用労働者には ・ 期間を定めずに雇われている労働者 のほか、 ・ 1か月を超えている期間を定めて雇われている労働者 及び ・ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月に、それぞれ18日以上貴事業所に雇われたものを を含みます。				1	
常用労働者計					

個人票の枚数	枚
--------	---

※ 調査票担当者	※ 点検担当者
局	局

この調査は、統計法に基づく基礎統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願い、や関係者の方々への質問を行うことがあります。

賃金構造基本統計調査

事業所調査票

(平成26年6月分)

記入上の注意

- 6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月における最後の給与締切日現在）又は6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最後の給与締切日以前1か月間）の状況について記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
- ※印刷欄は記入しないでください。

政府統計



※ 局 署 記入欄

② 事業所の臨時労働者数

区 分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 （日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月又は5月に貴事業所に雇われた日数がいずれかの月において17日以下であるもの）	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数（貴事業所に属する企業全体（本社、支社、工場、営業所等）の常用労働者の総数をいいます。）

1	2	3	4	5	6	7	8
1,000人～	500人～	300人～	100人～	30人～	10人～	5人～	9人
4,999人	999人	499人	299人	99人	29人	5人～	9人
以上							

新卒学生の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

見本

① 貴事業所における新卒学生の初任給額及び採用人員

区 分	男		女	
	初 任 給 額	採用人員	初 任 給 額	採用人員
高 校 卒	万円 千円 百円	人	万円 千円 百円	人
高専・短大卒				
大 学 卒				
	大 学 院 修了課程修了			
技 術 系				
事 務 系				

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっている等のため確定していないものである。

備 考

- 新卒学生とは、原則として本年3月に学校教育法に基づき高等学校、高等専門学校又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校（准看護師養成所、看護師養成所等）、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
- 初任給額は、専修学校に所属している新卒学生について、所定内給手当てを控除した額を記入してください。（所定内給手当ては、きまって支給する現金給与額から超過労働給与（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿直手当等）を除いたものです。また、賞与は含まれません。）100円未満の端数は、四捨五入してください。
- 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合は、配属先の支社等に含め、本社等から除きます。